

監査公告第 6 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による総務部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 30 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

# 総務部定期監査結果報告

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査期間

令和5年9月11日から令和5年10月26日まで

## 第3 監査の対象

総務部（行政まちづくり課、人事課、危機対策課、財政課、工事検査室、税料金課、会計課）

## 第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 地区会館の今後の整備方針が検討されているか。
- (4) DV相談の庁内連絡体制が確立されているか。
- (5) 電子決裁の導入に向け課題への対応がされているか。
- (6) 地方公務員の定年引上げに関する問題点の整理及び対策が行われているか。
- (7) デジタル人材育成のためのリスクリングについての成果と課題は何か。また、今後の方針が検討されているか。
- (8) 防災士の養成は進んでいるか。
- (9) 財政健全化に向け対策が行われているか。
- (10) 工事発注、工事検査手続きなどの適正執行に向けた対策が行われているか。
- (11) 準公金の調査・分析が行われているか。
- (12) 税業務の標準準拠システムへの移行に向けた準備は進んでいるか。
- (13) 家屋現地調査について計画どおり進められているか。
- (14) 基金等の公金を有効に運用する手法の検討について進展はあったか。
- (15) 会計管理者が指導的役割として財務事務の適正執行に寄与する取り組みを行っているか。

## 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

## 第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・ 準公金の取扱いについて、次のとおり意見を付す。

市が財政的援助を行い且つ職員が事務局を担っている任意団体について出納簿や収支決算書の作成、収支決算の監査など準公金を適切に扱うために必要なことが行われていないものがある。任意団体の安易な会計経理は内部統制の観点からも多くのリスクが生じる原因となり放置できるものではない。市として任意団体に対し規約の整備、チェック体制の強化など必要な対応を行うよう指導されたい。

## 第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

### 総務部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 地区会館整備事業について
2. DV相談体制について
3. 電子決裁の導入について
4. 地方公務員の定年の引き上げへの対応について
5. デジタル人材の内製化について
6. 洪水ハザードマップの作成について
7. 防災士の養成について
8. 財務の健全化について
9. 指定管理者制度の運用ガイドラインについて
10. 契約事務のリスク管理について
11. 工事発注、工事検査手続きの適正執行への取組について

12. 準公金の取り扱いについて
13. 税業務の標準準拠システムへの移行について
14. 家屋調査の実施方針について
15. 収納率向上の取り組みについて
16. 有利な公金運用について
17. 会計管理者の指導的役割について